

通商産業省

平成12.06.30立局第5号
平成12年7月4日

各通商産業局長
沖繩開発庁沖繩総合事務局長
各都道府県知事
社団法人全国火薬類保安協会会長
社団法人日本煙火協会会長
社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長

}

殿

通商産業省環境立地局長

火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について

上記の件について、火薬類取締法（以下法という。）第45条の23に基づく指定完成検査機関について、法関係政省令に定めるほか、国が指定をする際の指定要領として下記のとおり定めたので参考までに通知します。

なお、指定保安検査機関については、指定完成検査機関の指定要領と同様の内容で運用するものとする。ただし、別紙1指定審査評価表中の判定基準11.1)中「80箇所」を「70箇所」に読み替えるものとする。

記

I. 指定完成検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第81条の11の3各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、指定完成検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時にあっては差し支えないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定完成検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定完成検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を

拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第81条の11の3の規定により申請を行い、2.により審査を受けるものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書類及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 完成検査を実施する者の資格に関する事項
 - ③ 統括完成検査員の数等に関する事項
 - ④ 構成員の構成に関する事項
 - ⑤ 完成検査業務以外の業務に関する事項
 - ⑥ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 完成検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 完成検査を行うおうとする製造施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 完成検査証の交付に関する事項
- (6) 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
- (8) 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
- (9) 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 完成検査の実施体制に関する事項
- (11) 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

事項

- (12) 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他完成検査の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による指定完成検査機関の監督等

指定完成検査機関の指定権者は、指定完成検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。
なお、都道府県知事から同行の要請があった場合、必要に応じ認める。

5. 指定完成検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たったの審査

指定及び業務規程の認可に当たったの審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙1の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙2の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。
なお、審査に当たり、必要に応じ指定完成検査機関としての指定（業務範囲等の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査（統括完成検査員に対する面談等）を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。
なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

別紙 1 指定審査評価表

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの判定		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	<p>・申請書及び添付書類の整備状況</p> <p>・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請年度を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対当表 (c) 甲申請書の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の事項とを区分し、他の事業に係る事項とを区分し、も） (d) 申請者が法人である場合は、役員名簿又は構成員の場合には、その構成員が法人であり、並びにその構成員が記載された書面</p>	<p>1. 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号、以下「規則」という。申請書及び添付書類が全て選んでいること。）</p> <p>2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。</p>			
申請者の資格に関する事項	<p>・完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (a) 完成検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (b) 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協合記号を用いて完成検査を行う場合を①～⑤のいずれかに該当する事項を①～⑤のいずれかに記載した書面 ① 名称又は寄附行為 ② 定数の設備の数及び検査能力 ③ 他 検査の要及び検査の責任を担う者の氏名 ④ 完成検査に係る責任の所在 ⑤ 検査の要及び検査の責任を担う者の氏名 (i) 完成検査を実施する製造施設等の種類及び会社名（協合記号を含む。）、所要日数及び1月当りとする検査実施能力</p> <p>・指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲</p> <p>・欠格事項</p> <p>・完成検査の公正性の確保（業務に関わる事項は判定基準14）</p>	<p>(参考：指定の基準に関する事項①)</p> <p>3. 統括完成検査員のみでない。 (参考：指定の基準に関する事項②及び③) (参考：指定の基準に関する事項⑤)</p> <p>4. 規則第81条の11の2の規定に基づき、指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲が明確になっていること。</p> <p>5. 申請者は規則第81条11の3第5号に規定する欠格事項に該当しないこと。</p> <p>6. 申請者は規則第81条の11の3第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 完成検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、適令性の実施を不正にしないこと、圧力により、適合性を不正にしないこと、その他、適合性を不正にしないこと。 3) その他、完成検査の公正な実施に支障を及ぼす検査の計画、製造、輸送、又は使用に直接関与しないこと。</p>			
指定の基準に関する事項 (1) 検査設備に関する事項	<p>・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 a) 距離測定用器具 b) 肉厚測定用器具 c) 接地抵抗測定用器具 d) その他他製造施設等に於いて必要な機械器具その他の設備</p> <p>・機械器具その他の設備についての添付書類</p>	<p>7. 完成検査に必要な機械器具その他の設備を保有又は借入れにより確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明確にされていること。 3) 規則第81条の11の3第4号に規定する内容が記載されたものであること。</p>			

こと。
 ①機械器具その他の設備の性能
 ②機械器具その他の設備の別
 及びその所有又は借入の別

4) 機械器具その他の設備を外都から借入される場合は、借入れ先との契約関係が明瞭であり、完成検査の実施に支障を及ぼさないものであること。

8. 機械器具その他の設備の管理は次に適合することと確保を促すために、次の事項について、厳格な管理が定められており、必要となる設備の選定等が定められており、設備の選定等が設備精度に適合する点検頻度、点検方法及び判定基準等
 ④ 判定基準
 ⑤ 調整・校正後の有効期間
 ⑥ 調整・校正後における調整・校正の場合（同一位置の交換並びに隣接等の手直しを含む。）が確認された設備に対する精度効用等の表示方法
 ⑦ 有精使用後の保管手続が見られた
 ⑧ 有精使用中の精度不良が見られた
 ⑨ 安全対策、保存又は保管の取扱い方法
 ⑩ 機械器具の精度維持及び適切な管理が定められていること。
 3) それ以外の設備は、機械器具の精度維持その他の設備を外部から借り入れられる場合も、借入先が借入している設備が、借入先が定期的に確認を行っていることとして認められていること。

(2) 完成検査者
 の資格
 実施する者の
 資格に関する
 事項

・ 統括完成検査者の資格

9. 統括完成検査者は行おうとする完成検査の区分に応じ、規定する資格を有し、
 1) 十分な検査経験があり、かつ、
 ① 所定の作業又は火薬類の製造に
 ② 製造に係る火薬類の製造に
 ③ 製造に係る火薬類の製造に
 ④ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑤ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑥ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑦ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑧ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑨ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑩ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑪ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑫ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑬ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑭ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑮ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑯ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑰ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑱ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑲ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑳ 製造に係る火薬類の製造に

・ 完成検査者の資格

(3) 統括完成検査
 者の資格
 実施する者の
 資格に関する
 事項

・ 統括完成検査者の資格

10. 完成検査者は行おうとする完成検査の区分に応じ、規定する資格を有し、
 1) 十分な検査経験があり、かつ、
 ① 所定の作業又は火薬類の製造に
 ② 製造に係る火薬類の製造に
 ③ 製造に係る火薬類の製造に
 ④ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑤ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑥ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑦ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑧ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑨ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑩ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑪ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑫ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑬ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑭ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑮ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑯ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑰ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑱ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑲ 製造に係る火薬類の製造に
 ⑳ 製造に係る火薬類の製造に

・ 統括完成検査者の資格

12. 規則第81条の11の3第4号へに

(4) 構成員の構成に関する事項	<p>検査員の職歴(検査経歴を含む。)、検得資格等を記載したもの。)</p> <p>・ 検査員の氏名及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に属した構成員の氏名又は名称 ① 民法(明治29年法律第89号)第34条に基づき設立された法人 ② 商法(明治33年法律第48号)並びに第33条の会社法(昭和15年法律第77号)第1項の有限会社 ③ 商法第53条の株式会社(昭和24年法律第81号)同小組合及び(昭和22年法律第181号)同小組合 ④ 同並法(昭和29年法律第22号)同並法協同組合(昭和29年法律第132号)同組合 ⑤ 同中小企業等協同組合(昭和29年法律第132号)同組合 ⑥ 同協同組合(昭和29年法律第132号)同組合 ⑦ 同協同組合(昭和29年法律第132号)同組合 ⑧ 同協同組合(昭和29年法律第132号)同組合 ⑨ その他に法人に属する者 ⑩ から⑭ まで</p>	<p>規定する内容が記載されたものであって、8.9.及び10.の内容について、十分確認できるものこと。</p> <p>13. 規則第81条11の3第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件が適合していること。 1) 検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した審査計画及び業務規程に照らし合わせた実態に支障を及ぼすおそれがあること。 3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであり、遂行する能力が維持できる組織及び機構であること。</p>
(5) 完成検査業務以外の業務(兼業)に関する事項	<p>・ 完成検査業務以外の業務(兼業) a) 兼業の内容についての添付書類 b) 完成検査の公正性の確保</p> <p>・ 役員等の略歴等に関する添付書類を含む(法人全体の組織図及び構造図を含む。)</p>	<p>14. 規則第81条11の3第4号ニに規定する要件に適合していること。 1) 主要業務の検査業務以外の業務に支障を及ぼすおそれがあること。 2) 検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。 3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであり、遂行する能力が維持できる組織及び機構であること。</p>
(6) 経理的基礎に関する事項	<p>・ 経理的基礎</p> <p>・ 帳簿</p> <p>・ 帳簿の保存体制</p>	<p>15. 公正な完成検査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり、かつ、経営状態が良好であること。 1) 検査に必要となる費用を賄うに十分な資産を保有していること。 2) 検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。 3) 検査の結果、検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。 4) 検査の結果、検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>16. 規則第81条の11の2第1項に規定する帳簿の様式が定められていること。</p> <p>17. 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。</p>

別紙 2 業務規程認可審査評価表

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	<p>(業務規程の記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 完成検査の業務を行う場所に関する事項 完成検査を行うおうとする特定施設等に依じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項 完成検査証の交付に関する事項 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 完成検査の実施体制に関する事項 	<p>○ 規則第 81 条の 11 の 12 に規定する項目が全て業務規程中に定められていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 完成検査証の交付については、交付の日付等都道府県の規定を要することとし、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 2) 統括完成検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 3) 職正かつ適正な完成検査を実施する者たることを確保し、統括完成検査員及び完成検査員並びに完成検査員候補者の選任・解任の方法及びその方法の研修・向上のための研修等について明確に規定されていること。 4) 完成検査申請書は完成検査日まで保存することとし、次回検査の際に提出することとし、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 5) 本人と確認できる身分証明書及び完成検査を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 6) 完成検査の実施に当たっては、指針を定めた区分、施設の種類及びその規格に規定する規格、規格第 81 条の 11 の 5 の規定を項に規定する 1 名以上 5 名以内の検査員で構成する検査員候補者の中から、統括完成検査員及び完成検査員候補者を任命し、その職務について、統括完成検査員及び完成検査員候補者の選任・解任の方法及びその方法の研修・向上のための研修等について明確に規定されていること。 7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 8) 完成検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。添付書類に（参考：別紙 1 中申請書及び添付書類に関する事項） 9) 法第 15 条第 3 項の規定に基づいて通商産業局長又は都道府県知事への完成検査結果の報告方法が業務規程中に明確になっていること。 10) 法第 44 条の 27 に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 11) 罰則規定等が明確になっていること。 12) 検査結果等についての調査、研究の実施及び検査実施に基づいての調査、研究等について 			

	<p>等について分析するとともに、それらを整理し、有効に活用できるように整理すること。</p> <p>13) 情報の収集方法及び整理、分類の手法が確立しており、その体制が整備されていること。</p> <p>14) 完成検査の対象となる、事業所個々について、定期に教育として残されていること。</p> <p>15) 事故が発生した特定施設等を所管し、事故原因の究明に及ぼる等の報告事項について、定期に報告をい</p> <p>16) 事業所の所在地、名称、役員又は構成員の選任、協会の可成りな業務内容及び業務の明確に規定されていること。</p>	<p>◎通商産業局又は都道府県との協力体制 ◎新卒完成検査員及び完成検査員に対する検査実施上留意すべき事項の周知・教育体制について</p> <p>◎完成検査を実施した製造施設等に事故(火災類事故に限る。)が発生した場合の対応について</p> <p>◎指定後の指定権者への諸手続きについて</p>		
--	--	---	--	--